

公布された規則のあらまし

◇静岡県財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和2年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第2条～第2条の3、第2条の7、第79条、第80条の2、別表第5、別表第6関係）
- (2) 民法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第64条関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

令和2年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 経営管理部財務局管財課を資産経営課に改めました。（第10条、第12条関係）
- (2) 文化・観光部をスポーツ・文化観光部に改めました。（目次、第10条、第12条、第13条、第62条の4、第67条関係）
- (3) スポーツ・文化観光部スポーツ局にスポーツ政策課を置くこととしました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (4) 健康福祉部に医療局を新設し、医療政策課、地域医療課及び疾病対策課を置くこととしました。（第10条、第12条、第13条、第67条関係）
- (5) 健康福祉部に健康局を新設し、健康増進課及び国民健康保険課を置くこととしました。（第10条、第12条、第13条、第67条関係）
- (6) 経済産業部水産業局を水産・海洋局に改めました。（第10条、第12条、第13条、第62条の5、第67条関係）
- (7) 経済産業部関係出先機関として、農林環境専門職大学等を置くこととしました。（目次、第12条、第45条の2、第45条の3関係）
- (8) 水産技術研究所を水産・海洋技術研究所に改めました。（目次、第12条、第47条の2、第71条関係）
- (9) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県核燃料税条例の施行期日を定める規則

静岡県核燃料税条例の施行期日は、令和2年4月1日とすることとしました。

◇静岡県核燃料税条例施行規則

1 制定の理由

静岡県核燃料税条例の施行に伴い、必要な事項を定めました。

2 内容

- (1) 核燃料税の賦課徴収に関し必要な申告書等の様式を定めました。（第2条、様式第1号～様式第4号関係）
- (2) 現行の静岡県核燃料税条例施行規則は、廃止することとしました。（附則第2項関係）

3 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県財産規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和2年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第20条の2、第21条、第85条、第120条の3、別表第7関係）
- (2) 民法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第40条、様式第72号関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）
- (2) 覚せい剤取締法施行細則の改正に伴い、引用している規則の題名を改めました。（第2条関係）

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

民法の改正により、連帯保証人の保証する極度額を定めることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（様式第2号、様式第2号の2関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県浄化槽保守点検業者登録条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第9条の2、様式第1号関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業経営の届出の様式を定めるほか、必要な改正を行いました。（第6条～第8条、様式第4号の2～様式第6号関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する規則

1 制定の理由

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めました。

2 内容

- (1) 無料低額宿泊所の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の無料低額宿泊所の運営の基準について定めました。（第2条～第30条関係）
- (2) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この規則は、一部の規定を除いて、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例施行規則を廃止する規則

1 廃止の理由

静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の廃止に伴い、同条例の施行のための規則を廃止することとしました。

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇温泉法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県事務処理の特例に関する条例の改正により、温泉の採取の許可等を静岡市が行うこととしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第4条の4、様式第7号の2～様式第7号の8関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

毒物及び劇物取締法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第1条関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

覚せい剤取締法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第1条、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第13条、別記第1号様式～別記第4号様式、別記第6号様式～別記第9号様式、別記第11号様式、別記第12号様式関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

毒物及び劇物取締法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第9条、第24条関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県工業技術研究所に新たな機器を導入することとしたこと等に伴い、使用料の額を定めるほか、必要な改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県卸売市場規則及び静岡県卸売市場審議会規則を廃止する規則

1 廃止の理由及び内容

卸売市場法の改正等に伴い、次の規則を廃止することとしました。

(1) 静岡県卸売市場規則

(2) 静岡県卸売市場審議会規則

2 施行期日

この規則は、令和2年6月21日から施行することとしました。

◇静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款の改正がなされ、同審議会から改正後の約款の実施について勧告がなされたこと等に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 請負契約において書面により行わなければならないものに、催告を追加しました。（第10条関係）
- (2) 契約の保証について、その契約が破産管財人等による解除の場合にも、保証するものでなければならないこととしました。（第12条関係）
- (3) 契約不適合責任について定めました。（第49条関係）
- (4) 契約の解除権について定めました。（第52条～第54条の3関係）
- (5) 工事の完成後における契約の解除に係る取扱い等について定めました。（第55条関係）
- (6) 損害賠償請求等について定めました。（第55条の2、第55条の3関係）
- (7) 契約不適合責任期間等について定めました。（第55条の4関係）
- (8) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県漁港管理規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

漁港区域内の水域又は公共空地における占用等に係る許可の有効期間の上限を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 沼津土木事務所次長の職にある出納員が行う職務の一部を沼津土木事務所総務課長の職にある出納員が専決処理することができることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第10条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の改正及び熱海市立姫の沢自然の家の廃止に伴い、必要な改正を行いました。（第3条、第4条、別表関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県手数料徴収条例の改正により、パーキング・チケット発給手数料が廃止されたことに伴い、必要な改正を行いました。（第2条、別表第2関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。